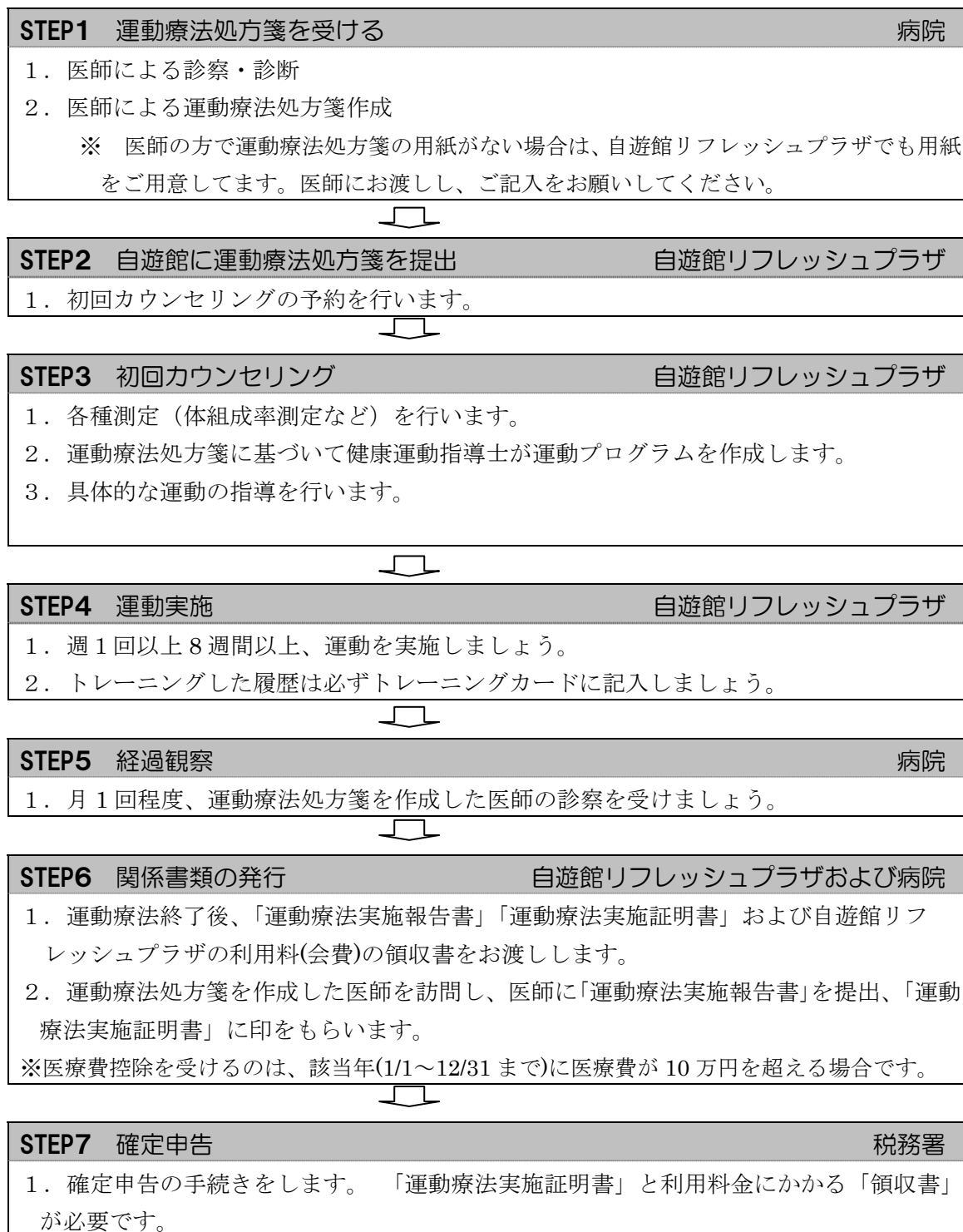


## 運動療法コースの流れ

自遊館リフレッシュプラザは、厚生労働省指定の「指定運動療法施設」です。

高血圧、高脂血症、糖尿病、虚血性心疾患等の生活習慣病や腰痛や関節痛といった整形疾患で医師の処方箋に基づき、当プラザの利用料や会費が医療費とみなされ、医療費控除の対象となります。



## 医療費控除

医科および歯科受診の保険治療費・保険外治療費および、交通費が対象となります。  
ご家族で年間合計10万円を超える場合、医療費控除を受けることができます。

### 医療費控除の対象

- ・納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること。
- ・その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

### 所得税からの還付金額

- 医療費控除対象額 = 医療費合計 - 保険などで補填される金額 - 10万円  
※総所得金額などが200万円未満の方は、総所得金額などの5%の額になります。
- 還付金額（※1）= 医療費控除額 × 所得に応じた税率（※2）  
※1. 高額な医療費がかかっても、納付税額以上の還付はありません。  
※2. 所得に応じた税率。

総所得額	医療費控除税額
195万円以下	5%
195万円を超え 330万円以下	10%
330万円を超え 695万円以下	20%
695万円を超え 900万円以下	23%
900万円を超え 1800万円以下	33%
1800万円超え	40%

### 医療費控除額の上限

医療費控除対象額の上限は年200万円となります。

ご家族の医療費を合算して控除を受けることができますので、ご夫婦それぞれが勤務されている方で、ご家族すべての治療費の総額が上限の200万円に達しない場合は、所得の高い方で医療費控除申請をしたほうがお得です。